

発行元

東京都認証・特別非営利活動法人 日本エステティック学会 JAPAN SOCIETY FOR ESTETIC

## 薬事広告指導強化へ



広告表現には充分注意を！！

### 広告表現・使用前後写真も注意を

サロン独自の消費者向け広告、チラシなどの作成についてはメーカーやディーラーから提供された使用前後写真なども薬事広告規制上、そのままでは消費者向け広告には不向きな場合があります。「脂肪を分解」「脂肪を溶かす」効果効用の表現にも最新の注意が必要です。仕入先などと十分協議し、薬事法上の等、違法広告と指摘されないように心掛けてください。万一、都道府県、保険所等より注意指導を受けた場合には、すみやかに改善するなど対応してください。

## 急務！ブラック企業にならない労務対策！



### エステ業界、後手後手の労務対策！

「大手エステティックサロンの認識も家内手工業並みの意識レベル！」

ハラスメント対策には素人。と言うより全く考慮していない事実が露呈した。小さなお店を親類縁者でやっている程度の感覚だったのだろう。会社の代表者が法律を無視する発言をしたのでは駄目である。労働者側も個人ユニオンなどに相談をして周到に持ちかけてくるのだから、昔ながらの「なあなあ体質」では太刀打ちできない。「就業規則」「給与規則」は最低常備しなくてはならない。個人サロンでも他山の石とせず、真剣に労務管理に取り組む時代になったことを肝に銘じたい。

## 新商品・新技術に惑わされない気持ちを持とう！



きっと答えは自分の中に。

### 自分のサロンの強み、売りはどこにある。

「水素」「炭酸」「酵素」etc. 新技術や新商品のオンパレードに悩まれていることでしょうか。先生の理念、信念はなんでしょう？先生のサロンはどんな強みがありますか？得意な技術は何でしょう？消費者に充分アピールできていますか？自分を見失って他力本願で結局損をしていませんか？今からオープンするサロンなら目新しい技術を導入するのもいいでしょう。先生は何年間今の場所で営業していらっしゃるのでしょうか？お得意様も沢山いらっしゃいませんか？もっと先生自身がやれることが沢山あるのではないのでしょうか？一歩引いてサロンを見て見ると素敵な魅力が見えてくることもあります。

NPO法人日本エステティック学会は広く皆様のご参加・ご協力をお願いしています。学会(JSE)は開かれた会として幅広く皆様方のご意見をお待ちしております。

セミナー・講習・講演・入会・更新手続き

入会・更新手続きは、管理センターへ TEL0120-833-026/FAX03-5524-2878